

24時間365日 安心のサポートサービス

MJC安心サポート24

現場への出動費 **無料!!**

60分基本作業 **無料!!**

お困りごとを幅広くサポートします。新しい部屋、新しい暮らし、環境も生活スタイルも変わってまいります。新生活には、様々な不安やトラブルがつきものです。「MJC安心サポート24」は、そんな入居者様の不安をサポートする「生活サポートシステム」です。カギの紛失や水まわりのトラブルから不意に起こるケガや病気の応急処置のご相談、健康に関するご相談や食事、栄養面でのご相談、さらには日常生活のお得な特典までついでくる。いつ起こるかかわからないトラブルからお悩みごとまで「MJC安心サポート24」が幅広くお答えします！

トラブル解決までの流れ

24時間 365日
専門スタッフが対応！



緊急駆けつけサポート

カギのトラブル

例えば、
▶カギを紛失して自宅に入れない！
▶外出先にかぎを忘れてきてしまった！

水まわりのトラブル

例えば、
▶蛇口からの水漏れ！
▶トイレのタンクが故障して水が出ない！
▶トイレの水が詰まって流れない！
▶洗濯機のホースを接続してほしい！

ガラスのトラブル

例えば、
▶泥埃の侵入でガラスを割られた！
▶ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい！
▶自然災害でガラスが割れた！

電気のトラブル

例えば、
▶電気が切れてしまった！
▶エアコンの調子が悪い！
▶エアコンから水が漏れてくる！
▶コンセントの調子が悪い！
▶突然ブレーカーが落ちた！

建具のトラブル

例えば、
▶ドアクローザーの調子が悪い！
▶ドアの開閉時にしっかりと閉まらない！

在宅確認

例えば、
▶一人暮らしをしている子供に連絡がとれない？心配！様子を見て来て！



電話相談サポート

健康・医療

例えば、
▶不意なケガの応急処置はどうすればいいの？
▶急な発熱、とりあえずどうしよう？
▶栄養に関する食事の相談。



生活相談

例えば、
▶訪問販売がしつこくて、つい契約をしてしまった！
▶出会い系サイトから不当請求がきて困っている！



ガス・給湯器のトラブル

例えば、
▶お風呂のお湯が出ない！
▶コンロが着火しない！



バックアップサポート

空き巣やスロトカー被害で同じ部屋に住み続けるのは不安だという方のため
再入居費用として一律10万円(税込)を負担します。

再入居費用 一律10万円(税込)



無償対応範囲と有償対応範囲について

- 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)→入居者の過失によるトラブルを無償で対応いたします。
- 有償対応範囲…60分超の作業料金(10分につき、1,100円(税込))・特殊作業料金・部品代金(ガラス代・パッキン代などの各種部品代)
- 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。
- 災害や天候等が理由で、当日の出動対応ができません場合がございますので、予めご了承の程お願いいたします。

Life Cycle Concierge [ユーザー限定の会員特典]

下記の他にもお得に利用できるサービスが盛りだくさん！

<https://lifecycleconcierge.jp/>



Times CAR 	初期費用0円でカーシェアライフを！ 会員カード発行手数料 1,650円 → 0円 月額基本料金3ヶ月2,640円 (880円×3ヶ月) → 0円
カラオケ館 	「カラオケ館」は全国に店舗を展開中！ お客様のエンジョイライフをお手伝いいたします。 30%OFF カラオケ ルーム料金 25%OFF カラオケ プリタイム料金 20%OFF テレワーク ルーム料金
家具・家電レンタル オシャレな家具が1つからレンタル可能！	初月 5,000円(税込) OFF
ハウスクリーニング お部屋の「掃除」はプロにおまかせ！	ALL 10% OFF
健康宅配サービス 70品以上・糖質90%OFFの食事をお届け！	初回購入金額より 2,000円(税込) 割引
夜間/休日の救急往診 もしもの時のお守りに。ファストドクター	往診利用時の 医師の交通費無料
収納サービス お部屋の荷物、預けてスッキリ！しかも12ヶ月♪	月額 484円(税込) → 月額 110円(税込)
ヘッドフォン定額サービス 300種類を超えるヘッドフォンが使い放題！	初回 50% OFF

- 外国語対応
- English 英語
 - 中文 中国語
 - 한국어 韓国語
 - Portugues ポルトガル語
 - Espanol スペイン語
 - Viet ベトナム語
 - Filipino フィリピン語
 - ภาษาไทย タイ語
 - नेपाली नेパール語
 - हिन्दी ヒンディー語
 - bahasa Indonesia インドネシア語
 - မြန်မာ မြန်マニャー語
 - українська ウクライナ語

MJC安心サポート24にご加入しておけば、いざという時こんなに違いがあります！

トラブル	お客様からの依頼内容	処置対応	通常価格(税込)	会員価格(税込)
玄関カギ紛失	カギを失ってしまった、玄関を開けてほしい。	特殊な工具にて対応	16,500円～	0円
窓ガラス割れ	窓ガラスが割れてしまった、取り替えてほしい。	部品代実費にてガラス交換会員様了承の後、作業実施保険会社への費用請求方法をご案内	22,000円～	部品代のみ 5,500円～
洗濯機水漏れ	洗濯機の排水溝のところから水漏れしているため、直してほしい。	接続部分を確認、調整にて水漏れ解消	8,800円～	0円
トイレ詰まり	トイレが詰まって流れない、直してほしい。	専用工具で詰まり抜きにて対応	12,100円～	0円
蛇口水漏れ	蛇口からポタポタと水漏れているため、直してほしい。	水漏れ部分の確認、調整にて水漏れ解消	12,100円～	0円
在宅確認	娘と携帯がつかならず、自宅に行っても安否を確認してほしい。	会員様宅へ訪問、在宅確認(携帯電話が故障していた)ことを確認、お母様へご報告	12,100円～	0円

タップするだけ!!

トラブル発生時にはアプリからTEL!!

住まいの緊急トラブルサポートアプリ

Living Link

リビングリンク (会員専用アプリ)

いつでもどこでも **緊急連絡可能!!** スマホと一体で **安心便利な会員証!!** 自分で見て、自分で解決 **自己解決動画!!**

状況説明の言葉不要 **WEBカメラ!!** アプリで確認 **「トリセツ」機能搭載!!**

アプリをダウンロードしたら

お登録情報入力

- お名前(カタカナで入力)
- 電話番号(県庁)を挿して入力
- お部屋の2階層をわかりやすく階層をタップ
- 確認画面の表示後「登録」をタップすると完了です。

プッシュ通知表示でご利用開始!

アプリのアイコンにプッシュ通知が表示されましたら全ての準備が完了です。アプリをご利用いただけます。

アプリのダウンロードはこちらから

リビングリンク 検索

Download on the App Store

GET IT ON Google Play

MJC安心サポート24 規約

第1章 総則

第1条 (規約)

1.この規約は、株式会社MJCマネジメント(以下「当社」といいます。)が提供する「MJC安心サポート24」(以下「本サービス」といいます。)を、第2条第2項の会員が利用するにあたって適用されます。なお、当社は、必要に応じて本サービスの提供を当社の業務提供先であるジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下「JBR」といいます。)に委任することがあります。

2.当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、この規約の内容を変更することができます。ただし、会員が利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。

第2条 (会員及び契約の成立)

1.会員とは、当社が媒介又は仲介した不動産(以下「対象物件」といいます。)について、以下の賃貸借契約を締結し入居手続を行った後、本規約に同意の上、本サービスの入会手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認められた者であり、当社が申込みを承諾した時点で契約が成立するものとします。会員が当り業務上の転業をしていて対象物件を賃借した場合は、入会契約が成立しません。

2.会員は、本サービスの入会申込み手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

3.本サービスの申込者が当社に登録するサービス対象となる物件(以下、「対象物件」といいます。)に居住できない場合、申込者自体対象物件に居住できる方(以下「居住者」といいます。)を会員として本サービスの入会申込み手続を行うことができます。この場合、申込者が本サービスの契約者、居住者を会員として登録を行うものとし、その届当社の承諾を得るものとします。なお、申込者は、本規約の内容を十分理解し、会員である居住者及び同居の家族にその内容を理解させ、居住者及び同居の家族に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとしま

第3条 (譲渡禁止等)

会員は、本サービスに関する権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保(貸与等)の行為はできません。

第4条 (利用者)

1.本サービスは、対象物件に居住する会員とその同居家族のみが利用(以下「利用者」といいます。)することができます(なお、同居の家族とは、申込者に登録された者が承認した方となります。)。ただし、在宅確認サポートのサービスについては会員及び利用者のみが行うことができます。

2.本サービスを利用する場合、原則として、本規約の利益等の譲渡実行付きの身分証明書(以下、単に「身分証明書」といいます。)による本人確認が必要となります。

第5条 (会費、本サービスの失効)

1.本サービスの会費は、毎月一定の期日までに当社指定の方法で支払うものとします。

2.会費の支払を怠った場合、会費未納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。なお、居住者が会費を滞り続ける場合、当社は賃借人に代わって請求をすることができます。会費未納期間が2か月を経過した場合は、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。

3.支払済の会費は、退会、会費資格の終了、その他会員都合による場合は、返金に応じかねます。

第6条 (有効期間)

1.本サービスの有効期間は対象物件の入居日から1か月間とし、対象物件の入居日から退去日までの間に入り更新・継続が可能です。

2.契約を更新する場合、当社の定める指定期日までに利用分の会費を支払いただけたこととします。

3.会費を支払って退去できない場合、本サービスの有効期間は退去日までとなります。なお、その際会費の返金は行いません。予めご了承ください。

第7条 (会員の退会)

1.会員は、(当社が会員氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報を告知し、そのいずれか2つ以上の情報が当社に告知された情報と一致する場合は退会)した場合は、当該会費の申出を行った者とみなす又は当社は解約手続きを行うことができます。

2.退会後は契約の有効期限満了に関わらず、本サービスの提供を受けなくなるものとしますが、直接的又は間接的に会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第8条 (変更の届出)

1.会員は、連絡先等当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出をするものとします。

2.前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第9条 (会員資格の喪失)

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

- 本サービスの利用に関して、不正な行為があった場合
- 本サービスを規約の内容で利用しようとした場合
- 本サービス利用期間において、当社又はJBRに対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻りにかける等の行為を行い、当社及びJBRの業務を妨害し、又は業務に支障を与えた場合
- 会員の対価、態度、行動等が適切でなく、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 本サービスを行う際に、当社又はJBRの社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- 悪言・暴力やハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷ついたり行為や言動があったとき、又は、あったと当社が認めた場合
- 申込み後2ヶ月を経過しても会費を支払わない場合
- 当社及びその関係者に著しい迷惑や損害を与えた場合
- その他当社が会員として相応しくないことと判断するに至る正当な理由がある場合

第10条 (個人情報保護)

1.当社は本サービスの運用において知得た会員もしくは利用者等(以下、「会員等」といいます。)の個人情報について、個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)その他の諸法を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報、は以下の利用目的に使用します。

- 当社事業活動における各種サービスを提供するため
 - 会員等に対して、当社及びJBRの各種営業情報及び販促品等を提供するため
 - (1)における各種サービスの提供先、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
 - (4)会員等から頂いたご意見、ご要望にお応えするため
- 2.次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、又は第三者に提供する場合があります。
- 会員等が同意している場合
 - 個人情報保護法その他法令などにより必要と判断された場合
- 3.当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報とJBRと共同で利用する場合があります。

第11条 (免責)

1.当社は本サービスの利用により発生した損害(会員等又は第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害をさきます。)及び本サービスの提供先である第三者に生じた損害)については、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

2.当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によるトラブルの提供をお断りする場合があります。(1)天災地変等の不可抗力により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合

- 会員の住所が離島・山間部その他の当社のサービス提供が困難な地域の場合
- ドコモ・楽天モバイル(会員資格がモバイル・行動中の場合。当該ケースは、当該ケースの要約の内容の)と当性に関連して、当該要求を実現するための手段・価格が社会通念上不当なものが発生した場合

第12条 (反社会的勢力の排除)

1.会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し(また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するもの)を。

- 会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロ又は特殊犯罪協力集団等、その他これに準ずる者(以下、「暴力団員等」といいます。)であることを、又は次項のいずれかに該当すること
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自身もしくは第三者を不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 役員又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (2)会員等が、自ら又は第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
- 暴力的な要求を行う
 - 法的な責任を超えた要求を行う
 - 本サービスに関する、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- 5.その他前号々に準ずる行為
- 2.当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、この規約に基づき本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員等がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第13条 (規約改定について)

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を改定することができるものとします。

この場合、当社は、本規約を改定する旨、改定内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイト、その他所定の方法により告知するものとします。

- 本規約の改定が、会員の一般の利益に適するとき
- 本規約の改定が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2.当社は、前項による場合のほか、事前に改定後の内容を当社ウェブサイトへ掲載し、その他所定の方法により告知し、会員が、告知後当該内容に対することなく本サービスを利用した場合、改定後の本規約について承諾したものとして扱うこととします。

第2章 相殺サービス規約

第14条 (目的)

相殺サービスは、様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員等に対して情報の提供を行うことで、会員等のトラブルの解決をサポートします。

第15条 (サービス内容)

- 会員等から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供すること、トラブル解決のサポートを行います。
 - (1)トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の案内
 - (2)行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
 - その他お問い合わせの解決のために必要な情報
- 2.連絡・依頼相談サービスは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどのご相談において保護指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診療・診察行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
- 3.相殺サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。
- 4.以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
- 恋愛・信仰など、精神的な悩みに関係する事項
 - お客様が社会通念に反する事項
 - 前号のほか、弁護士法、税理士法等その他法令上または提供するものが禁止されている事項
 - 前各号の他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第16条 (利用料金)

- 会員等は本サービス有効期間内において、第15条所定のサービスを無償で利用することができます。
 - 相殺サービスは情報の提供を目的としたものであり、情報提供を超えて生じる下記の費用は、会員等本人の負担となります。
- 書類準備にかかる費用等
 - 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
 - その他他、紛争解決のために発生する費用

第17条 (免責)

1.相殺サービスにおいて当社が会員等に提供した情報は、会員等がトラブルを解決するための一手段のご提案であら、解決を約束するものではありません。また、情報の利用についての責任の一切は、会員等の自己責任のもと本人に帰属するものとします。

2.当社以外に第三者が行った役務提供については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

3.当社は、相殺サービスからの情報に基づき会員等又は第三者に発生した損害(他社との間で生じたトラブルに起因する損害をさきます)及び本サービスを利用できなかったことにより会員等又は第三者に発生した損害については、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第3章 駆けつけサービス 及び在宅確認サポートに関する規約

第18条 (サービス内容)

1.当社は、次の各号のトラブルが生じたとき、会員に対してトラブル解決のための駆けつけサービス及び在宅確認サポート(以下、「トラブルサービス」といいます。)を提供いたします。トラブルサービスは、当該トラブルが発生した際に、無償で駆けつけサービスを行うものです。ただし、特殊な構造・部品を使用する場合並びに60分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外し有料となります。

- 1)かまのトラブル
- 2)水まわりのトラブル
- 3)ガラスのトラブル
- 4)在宅確認
- 5)電気トラブル
- 6)建具のトラブル

2.ガラスのトラブル作業については、18時以降は養生等のみとなる可能性があります。

3.在宅確認サービスは、離れた暮らすご家族(会員の1親等以内)限りです。会員等と連絡が取れない場合に、対象物件へ訪問し、在宅状況を確認するものです。状況確認後、在宅有無をご家族へご報告いたします。

第19条 (電気)のトラブルサービスにおけるサービス提供範囲)

電気のトラブルサポートにおけるサービス提供範囲は、対象物件の会員が賃借した範囲(共用部分を除きます)における電気設備の巡回点検等当社が定める電気機器(室内照明、コンセント、エアコン、ブレーカー)への対応業務に限りります。

第20条 (建具)のトラブルサービスにおけるサービス提供範囲)

建具のトラブルサービスにおけるサービス提供範囲は、対象物件の会員が賃借した範囲(共用部分を除きます)における内建具のド番錠等・位置調整・ビス増し締め等の対応業務に限りります。

第21条 (免責)

- トラブルサービスに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1)会員等以外の依頼
 - (2)災害・天災・騒動等に起因する依頼
 - (3)かまの扉錠の提示に会員等の会いがない場合
 - (4)身分証明書の提出をしない場合。また、身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
 - (5)対象物件にかかる賃貸部分以外に関する本サービスの依頼
 - 2.在宅確認サポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1)在宅確認に関して、玄関の扉錠を希望する場合
 - (2)在宅確認サービス本来の目的から逸脱した利用方法や、定期的又は定期的な在宅確認を希望された場合
 - (3)在宅確認サービス依頼頻度が高いと多いと当社が判断した場合
- 3.当社及びJBRは、トラブルサービス及び在宅確認サポートに関して、損害賠償責任を負わないものとし、また、故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- 4.当社に登録した同居の家族が、当社への連絡なく同意でなかった場合にトラブルについては、当社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

第22条 (駆けつけサービスサポート及び在宅確認サポート料金表)

トラブルサービス及び在宅確認サポートの利用料金は、下表のとおりとします。

	時 間 帯	区 分	会 員
基本出張料金	8 : 00 ~ 20 : 00	かま・水まわり	無料
		ガラス	無料
		電気・建具	無料
		在宅確認	無料
		かま・水まわり	無料
		ガラス	無料
上 記 以 外		電気・建具	無料
		在宅確認	無料
		電気	無料
		電気	無料
作業料金 (60分以内)			無料
		作業料金 (60分超過)	実費
		特殊作業 料金	実費

(注)在宅確認サポートとは、会員本人の1親等内の親族からの依頼に限ります。
(注)作業料金に関し、作業時間が60分を超える場合には、60分を超えてから10分ごとに、1,100円(税込)の費用が発生します。

個人情報の取扱いに関する同意事項

個人情報の取扱いに関する同意事項(以下、「本書面」といいます)は、株式会社MJCマネジメント (以下、「当社」といいます)がお客様よりいただく個人情報の取扱い、取扱い等についてご説明するものです。下記内容必ずお読みください。ご同意のうえお申込みください。

1.個人情報の利用目的

- お客様の個人情報の取得は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することはしません。
- お客様事業活動における各種サービスをご提供するため
- お客様に対して当社又は当社の業務提供先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため

- (1)に於ける各種サービスのご提供前又は後には、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触する必要があることの際のため
- (お客様が承知していただく際、お問い合わせ・ご意見・ご要望にお応えするため
- ただし、次の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報第三者に提供することがございます。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 当社グループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合

2.個人データの共同利用

当社グループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。個人データの項目:

お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込みもしくはサービス提供時に、当社がお客様より取得するすべての個人情報、ただし、センシティブ情報を除きます。

3.個人情報の委託

当社では、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提供先や業務委託先が他の企業に委託することがあります。その場合は当社及び業務提供先や業務委託先は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上でお客様の個人情報委託先は、

4.匿名加工情報の取扱いについて

当社は特定の個人を識別できないよう加工した情報であって当該個人情報復元することができないようにした情報(匿名加工情報)についてお客様のプライバシーを厳重に保護する観点から、情報の取扱いについてガイドラインを策定し、適正に取扱いいたします。

5.個人情報の安全管理

当社が取得した個人情報及び特定個人情報ならびに外部から預かりした個人情報及び特定個人情報、は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、毀滅、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

6.個人情報の記し、任意性

個人情報のご記入は任意です。ただし、必須項目に記入がない場合には、サービスが提供できない場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

当社は、当社運営のWebサイトにおいて「離脱情報」「ログ情報」「Cookie及び匿名ID」「位置情報」を取得し、以下の目的のために利用致します。

- 本サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護及び改善のため
- 本サービスに関する案内、お問い合わせ等への対応のため
- 本サービスに関する当社のポリシー等(以下「規約情報」といいます。)に違反する行為に対する対応のため

- (4)本サービスに関する規約等の変更などを通知するため
- (5)個人を特定できない状態にて統計資料として利用するため

8.お問い合わせ、訂正・利用停止等

当社は、お客様からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお申し出に対して、当社惑に適切かつ迅速に対応いたします。

再入居費用/バックアップサポート

第1条 (制度の概要)

再入居費用/バックアップサポートは、JBRを通して、会員等本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害又はスロカー被害に遭い、転居を余儀なくされた場合、かつ、被害に遭ってから6ヶ月以内に当社の仲介する賃貸物件に会員等本人が転居する場合には、その再入居費用として一部を負担する制度です。

第2条 (用語の定義)

- 用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。
 - 「賃貸先」(仮称「入居先」)
 - 当社の仲介により居住する入居者。
 - 「再入居費用/バックアップサポート」(以下「本制度」という)
 - 会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害又はスロカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、被害に遭ってから6ヶ月以内に、会員本人が提携不動産賃貸業者の仲介する賃貸物件に転居する場合、その再入居費用の一部を負担する制度。
 - 「入居住宅専用部分」
 - 当社を仲介者とした賃貸借契約に基づき会員等本人が居住する物件で、人が居住の用に供する部分のうち会員が内廊から完全に施錠でき、実際に居住している部分、ヘランダは除く。
 - 「施錠先」
 - 入居住宅専用部分の窓、扉、ドアなどの開口部にすべて鍵をかけている状態。
 - 「侵入盗被害」
 - 施錠中の入居住宅専用部分に窃盗行為が侵入した場合、又は侵入した第三者によって生じた盗取、毀損又は汚損。
 - 「スロカー被害」
 - 会員がスロカー行為等の規制に関する法律(平成12年法律第91号)第2条第1項の「つきまとい等」の被害を受け、警察に相談し警告を求める旨の申出をした場合で、警察署長等による警告が発令された場合もしくは告訴を行い受理された場合。

当分の間賃貸借契約が付随して本制度が約定された日(更新による賃貸借契約をさきます。)からMJC安心サポート24規約第6条第1項に定める役務提供の終了日まで。

第3条 (顧客名簿の管理と個人情報の取り扱いについて)

会員の個人データを記録した顧客名簿は、JBRのデータを完全に適正に管理します。また、入居者に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿をJBRの業務委託先等の第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

第4条 (適用対象外)

- 次の各号の事由に該当する場合は、本制度の適用対象外とします。
 - 会員の故意、重大過失、犯罪行為、自殺行為、競争行為に起因する被害
 - 会員及び会員の親族、使用人、同居人又は借家人が自らなし、又は加担した行為
 - 当社以外への仲介により転居した場合
 - 地震、噴火、風水災、その他の天災
 - 会員又は会員の親族以外の方が対象住居内にて在宅中の侵入盗被害
 - 入居住宅専用部分が施錠されていない間の侵入盗被害
 - 被害について警察への届出がない場合
 - 同一入居住宅専用部分において、対象期間中2回目以降の侵入盗被害又はスロカー被害
 - 侵入盗被害が未遂であった場合
 - 自動的に入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できない又は判断が困難な場合
 - 転居先が賃貸先や入居中等の場合
 - スロカー被害(スロカー行為等の規制に関する法律の「つきまとい等」)行為に該当しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告知がない場合
- 入居日前の事故

第5条 (本制度の利用申請)

1.JBRは、本制度利用申請を受理後、申請内容の確認(本事項に関する各種問い合わせを含みます。)を行うものとし、会員は遅くとも、このように当社の定める申請期間に報告するものとします。

2.JBRは、利用申請時に以下の事項をご確認させていただきます。

- (1)住所・氏名・電話番号・性別
- (2)本制度を約定した日(賃貸借契約日)被害の発生日時と状況
- (3)警察への届出の有無
- (3)警察への届出の有無
- (3)本制度を利用するときには、会員は以下の書類をJBRに提出しなければなりません。
 - 本制度の機関が発行する受理書等
 - スロカー被害の場合警察署長等が発行する警告を実施した証明書
 - 当社に定める事故報告書
 - 侵入盗被害を証明する書類
 - 転居先賃貸借契約書(認)
 - (6)その他当社が必要と認める書類

第6条 (負担金)

1.JBRの調査により、会員の申告した被害が本制度の対象であると判断されたときは、新たな賃貸借契約締結時に再入居費用の一部として、当社にて10万円を一律負担します。なお、当社の指示により、JBRより後日現金負担金額を会員へキャッシュバックする場合があります。

2.会員が侵入盗被害に遭い、そのまほまほ結構なことができ、ყო、一旦実家等に戻られた場合でも、6ヶ月以内に再度当社を仲介者とする物件に入居される場合は、前項同様、再入居の費用として10万円を一律負担します。

3.本制度の利用申請期間中に1回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他のサービスは受け継ぐことができます。

第7条 (本制度の対象範囲)

本制度は、当社を仲介者として再入居する場合のみに適用されます。

第8条 (他の補償制度との関係)

本制度は、他の補償制度、保険等からの給付と無関係に併用する法律上のものではありません。

サービス回数制限/コンテンツ

サービス回数制限コンテンツ	利用制限	該当事項
再入居費用/バックアップサポート	対象期間ごとに1回	再入居費用/バックアップサポート規約 第6条第3項